

富山県 21 世紀の森  
指定管理者 仕様書

令和 7 年 8 月

富山県農林水産部森林政策課

## 目 次

1	目的	p 1
2	施設概要	p 1
3	管理運営方針	
	(1) 基本方針	p 1
	(2) 維持管理方針	p 1
	(3) 運営方針	p 1
4	管理運営体制	p 1
5	業務内容	
	(1) 21 世紀の森の維持管理に関する事	p 2
	(2) 21 世紀の森の運営に関する事	p 3
6	その他留意事項	
	(1) 県からの要請への協力	p 4
	(2) 県と指定管理者で協議、調整を要する事項	p 4
別紙	・ 21 世紀の森施設清掃業務仕様書	
	・ 令和 6 年度「富山県 21 世紀の森」事業実施報告（企画事業）	

# 富山県 21 世紀の森指定管理業務委託仕様書

## 1 目的

本仕様書は、富山県21世紀の森（以下、「21世紀の森」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等を定めることを目的とします。

## 2 施設概要

別添「富山県21世紀の森指定管理者募集要項 A 公の施設に関する事項」のとおり

## 3 管理運営方針

### (1) 基本方針

森林、林業、木材産業についての理解の醸成と普及啓発を図ることを目的とし、指定管理者のノウハウを発揮しながら管理運営を行うことで、適切な管理水準を確保するものとする。

### (2) 維持管理方針

維持管理業務については、下記に配慮するとともに、当該施設の特性や基本方針を踏まえ適切な維持管理を行う。

- ・ 施設や設備については、機能や特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用を図るような適切な管理を行い、必要に応じて保守点検を行う。

### (3) 運営方針

- ・ 多様なニーズに応えるため、常にお客様である利用者の要望等を聴取し、管理運営に反映させるとともに、利用者への情報の受発信に努めるものとする。
- ・ 県民との協働を積極的に推進し、施設の運営や維持管理、森林環境教育等に寄与する活動を推進する。
- ・ 常に施設利用の促進に努めるとともに、管理運営にあたっては、特に地元自治体や利用団体等との連携を図る。

## 4 管理運営体制

- ・ 管理運営業務に支障のないように組織及び人員を配置するとともに、職員の育成及び管理運営に必要な研修等を実施すること。

## 5 業務内容

### (1) 21世紀の森の維持管理に関すること

- ① 設備の保守管理業務
  - ・森林学習展示館の開閉施錠（木曜日及び12月1日から翌年の3月31日を除く毎日、午前9時開錠、午後4時30分施錠）
- ② 清掃業務
  - ・別添「施設清掃業務仕様書」のとおり、森林学習展示館を清潔に保つための清掃（木曜日及び12月1日から翌年の3月31日を除く毎日）を行うとともに、廃棄物の収集、処理業務を行う。
- ③ 設備常駐管理業務
  - ・森林学習展示館内のパネル展示物の定期点検（利用者が快適に展示物を閲覧できるように、汚れや破損等について随時監視を実施し、定期点検では、部品の交換やその他修理を要する箇所を発見した場合は報告し、その指示に従うこと）
  - ・遊歩道の維持管理、補修（遊歩道の草刈りは随時実施し、利用者が快適に散策できるように努める）
  - ・森林学習展示館及び遊歩道維持管理のための燃料購入（暖房器具、草刈り器具等のガソリン、灯油の購入）
- ④ 浄化槽等設備点検保守業務
  - ・浄化槽（合併浄化槽（嫌気ろ床接触ばっ気方式）・処理対象60人）について、常に正常で良好に機能するよう定期点検を行うとともに、法令に定めるとおりの点検、検査を実施する。
- ⑤ 防災設備保守点検業務
  - ・消防用設備（自動火災報知設備、消火器具）について、機能を維持するための定期点検及び故障等不調時の臨時点検を実施するとともに、防火管理者が実施する消防法、同法施行令並びに同法施行規則に定める所用の点検業務について補佐する。
  - ・定期点検の回数は6ヶ月ごとに1回とする。
  - ・点検にあたっては、異常の有無に留意し、機器等の状況を十分に把握し、常に予防的保守を行うよう注意する。
  - ・機器等の異常を認めたときは連絡するとともに、直ちに必要な措置を講じる。
  - ・点検に要する器具機械、消耗品等は受託者の負担とする。
- ⑥ 施設に係る各種保険加入業務
  - ・施設賠償責任保険

21世紀の森区域面積（450,000m<sup>2</sup>）を対象として、利用者の身体や財物に損害を与えた場合、法律上の賠償責任を負担するために保険に加入すること。（身体賠償：1名につき40,000千円、1事故につき200,000千円、免責金額：1事故につき1千円）
- ⑦ その他
  - ・森林学習展示館の雪囲いの設置、撤去（開閉館前に実施）
  - ・森林学習展示館周辺の除雪（開館前に実施）

## (2) 21世紀の森の運営に関すること

- ① 森林学習展示館利用者の受付、案内業務
  - ・ 会議室利用申込受付及び利用日の調整及び利用者に対する館内案内業務
- ② 光熱水費等にかかる業務
  - ・ 各種料金（電力、電話料金等）の支払業務
- ③ 各種文書の收受と発送
- ④ 巡視
  - ・ 適正な施設利用を誘導するため、施設内巡視を適宜行い、利用者の安全を確保すること。
- ⑤ 利用促進、普及啓発
  - ・ 21世紀の森の利用促進のために広報宣伝等を積極的に実施する。
  - ・ 実施にあたっては、具体的な対応策について指定管理者が提案することとし、事業計画書に記載すること。
  - ・ 21世紀の森において、市町村や教育機関等が森林林業体験教室等を開催する際には、相互連携の上、連絡調整を実施する。
- ⑥ 施設の占用等に係る許可事務
  - ・ 占用等に係る許可事務は県が処理する。なお、当該案件が生じた場合は、その都度県へ連絡すること。
  - ・ 施設の利用承認及び施設周辺における行為の承認については、指定管理者において対応、処理すること。
- ⑦ 防犯、防火対策
  - ・ 施設の施錠、開鍵等の点検、確認及び鍵の適正な管理を行うこと。また火気の始末には特に留意すること。
  - ・ 災害時には施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこと。
- ⑧ 利用者指導、事故の防止等
  - ・ 危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために、利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導等を行うこと。
- ⑨ 緊急時の体制
  - ・ 事故や災害時等のあらゆる緊急・非常・不測の事態（以下事故等という）においては、迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、対応できる体制を確立すること。
  - ・ 事故等が発生した場合は、被害者の救済、保護等の応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対応すること。重大な事故については、直ちに書面で県（富山県農林水産部森林政策課）に報告し、その指示に従うこと。
- ⑩ 安全対策に係る業務
  - ・ 施設設備の安全点検、事故等防止対策マニュアルや事故等対応マニュアルの作成、避難訓練の実施など利用者の安全対策を行うこと。
  - ・ 消防署等からの指摘があった場合には、直ちに改善措置を講ずること。
- ⑪ 避難所等となった場合の運営協力
  - ・ 施設所在市町村が避難所等として使用する際には、避難所等の管理・運営に協力すること。

⑫ その他

- ・ 地元自治体、団体等への利用促進活動と必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 県民やボランティア等との協働事業の推進を図ること。
- ・ 施設に関する要望及び苦情の処理を行うこと。

6 その他留意事項

(1) 県からの要請への協力

- ① 県から施設の管理運営ならびに施設の現状等に関する調査の指示等があった場合は、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- ② その他、県が実施または要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事、イベント、当該施設の管理に関する会議、監査、検査等）への参加、支援、協力、実施を積極的かつ主体的に行うこと。

(2) 県と指定管理者で協議、調整を要する事項

これまでの規定のほか、次の事項に関する事柄は、県と指定管理者が調整または協議を行うこと。

- ① 21世紀の森区域内には、富山県が設置した施設以外に、富山市が設置した森林総合利用施設（案内施設、管理棟、休憩・宿泊施設等）があり、年間を通じ連携して各種イベントを開催しているので、十分協議の上、事業計画に記載すること。（別紙 令和6年度「富山県21世紀の森」事業実施報告（企画事業）を参照）
- ② 施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を作成する場合
- ③ 本仕様書に記載のない事項

(別紙)

## 富山県 21 世紀の森施設清掃業務仕様書

この仕様書は、富山県 21 世紀の森施設の清掃業務の概要を示すもので、このほかに必要と認める軽易な清掃作業は、本書に記載のない事項であっても実施するものとする。

### 1. 清掃箇所

全館 478 m<sup>2</sup> (1F:357.32 m<sup>2</sup>・2F:120.5 m<sup>2</sup>)、便所

### 2. 清掃作業要領

#### (1) 床の清掃

- ・ 掃き掃除

自在箒等を用い、床面のゴミ等を埃のたたぬよう取り除く。

- ・ 水拭き

水で濡らしたモップ類を固く絞り、床面を強く拭きあげる。

#### (2) 洗面器、便器類の清掃

- ・ 無リン系洗剤又はクレンザーを用い、スポンジ・たわし等で清掃する。

#### (3) 消耗品の補給

- ・ トイレットペーパー、手洗い石けん等は早めに補給する。

#### (4) 靴拭きマットの清掃

- ・ 土砂を落とし、シミを抜き、十分洗浄の上、乾きを待って敷き込む。

#### (5) 階段、滑り止め金具、手すりの清掃

- ・ から拭き（必要に応じて磨き洗剤使用）又は、固く絞ったぞうきん拭き（汚れの激しい部分には洗剤使用）をする。

### 3. その他の留意事項

(1) 作業の実施にあたっては利用者の支障とならないよう十分注意すること。

(2) 作業に必要な器具及び洗剤等は受託者の負担とする。

(3) 便器類の清掃には、金属管を腐食させる塩酸等を使用しないこと。

(4) 施設及び付属施設等を作業中に破損したとき又は破損箇所を発見したときは、速やかに通報すること。

(別紙)

令和6年度「富山県21世紀の森」事業実施報告（企画事業）

1 企画行事

	行事名	時期	参加人員	内容
1	きのこ植菌体験	4月 14日	5	シイタケ、なめこの菌を原木に打ち付ける作業の体験を行った。
2	初春の野草と試食会	5月 26日	8	山の植物屋さんとの21世紀の森で植物を採取し野草酵素を作った。
3	山菜祭り	5月 12日	150	ヨモギ餅を振る舞ったり、岩魚・お蕎麦・山菜などの販売を行った。
4	晩春の散策会	6月 9日		人数が少なかったため中止
5	白木峰自然散策	6月 30日	37	林道通行止めのためキャンプ場から徒歩で登山ツアーを行った。
6	自然体験教室の実施	6月 2日	15	天気が微妙だったため交流センターでバレトン→温泉→ランチと大長谷満喫ツアーを行った。
7	秋の観察会	9月 15日		人数が少なく中止
8	キノコの探索と試食会	10月 20日		まだきのこが出ていなかったため中止
9	野生動物の生態観察会	11月 3日	18	現役猟師を講師に迎え、狩猟の仕方や生態などを学習展示館で学び、参加者とともに21世紀の森を散策した。
10	秋の散策会	11月 23日		雪が降ったため中止